



行政文書一部公開決定通知書

3 観名保第 182 号

令和 4 年 1 月 21 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 3 年 12 月 8 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称

名古屋城天守閣木造復元事業の件で、名古屋市職員が障害者団体と面談した際、議事録・話した内容がわかるものがない場合の

1. 面談相手と日時、市職員の氏名がわかるもの
2. 持参資料

(1) 令和 2 年 7 月～8 月分

- ① 報道発表資料 (令和 2 年 3 月 5 日)
- ② 特別史跡名古屋城跡に関する市長コメント
- ③ 報道発表資料 (令和 2 年 4 月 1 日)
- ④ 令和 2 年 4 月 3 日 第 201 回国会 衆議院 国土交通委員会 第 6 号 議事録 (公表版・抜粋)
- ⑤ 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準の決定について (令和 2 年 4 月 17 日文化庁報道発表)
- ⑥ 報道発表資料 (令和 2 年 4 月 18 日、5 月 20 日)
- ⑦ 令和 2 年 5 月 14 日 経済水道委員会説明資料
- ⑧ 報道発表資料 (令和 2 年 5 月 15 日)
- ⑨ 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募【公募概要】 (案)
- ⑩ 報道発表資料 (令和 2 年 7 月 10 日)

(2) 令和 3 年 10 月～11 月分

- ① 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募【公募概要】 (案) 新
- ② 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募【公募概要】 (案) 旧
- ③ 公募スキームの変更内容
- ④ 公募概要
- ⑤ 報道発表資料 (令和 3 年 10 月 7 日)

行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和4年1月21日 以降 午前 午後 時
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴	
行政文書の一部を公開 しない理由	1. 面談相手と日時、市職員の氏名がわかるものについて 請求に係る行政文書は不存在であるため、非公開としま す。	
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

# 事務方「28年10月」市長「早期」

## 名古屋城木造化 市議会ですりかき

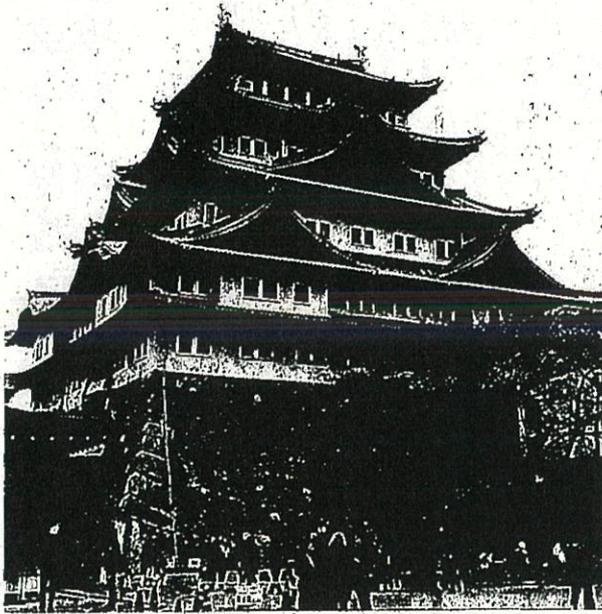
名古屋市議会定例会で4日、河村たかし市長の肝いり事業について議論が展開された。名古屋城木造化を巡っては、河村市長の煮え切らない答弁に、市議が「木造化はあなたが止めている」と詰める場面もあった。

【野村阿悠子】

答えた。3月中に開かれる有識者会議に案を諮りたいとしながらも、「市長の同意がな

ければ示せない」とし練を見せた。浅井市議は「あなたの思いだけで検討が止まっている」と語気を強めたが、河村市長は最後まで同意するか明言を避けた。

松雄局長は、28年10月完成となった場合でも約504億円の事業費は「順守できる」との見解も示した。



名古屋市議会で議論された名古屋城天守閣の木造化問題—名古屋市中区で2019年3月

名古屋城天守閣の木造化交流局の松雄俊憲局長は「事務方として」ち合わせていない」と

## 市長「28年案」に譲歩

### 名古屋市の天守閣復元案

名古屋城天守閣の木造化事業を巡り、名古屋市長は4日の市議会本会議で、完成時期について「市当局として2028年10月完成の工程案しかない」と明言した。より早期の完成にこだわりを見せ

てきた河村たかし市長も「新工程案に文化庁が了承するなら、わしはOKです」と歩み寄りを見せた。

河村市長が同意すれば、市は3月末にも有識者会議で新工程案を示す方針。

【野村阿悠子】

市は、文化庁から工事の許可を得られていないことを受け、19年8月に「22年末完成」の断念を表明。その後関係各所と水面下で調整を重ね、2月に開催された有識者会議で「28年10月完成案」を示す方針だったが、河村市長の同意が得られず見送っていた。

# 「はね出し架構」見直しへ

## 天守木造復元事業進捗に進展か

名古屋市長選二月定例会は四日、本会議を開き、五念赤が代表質問をした。市側は、名古屋城天守の木造復元事業で有識者会議「石垣部会」が強く反対していた基礎工法を見直す考えを明らかにした。部会の理解が得られず、事業の進捗が遅れていた現状が大きく転換する可能性がある。

(谷根啓、水越直哉)

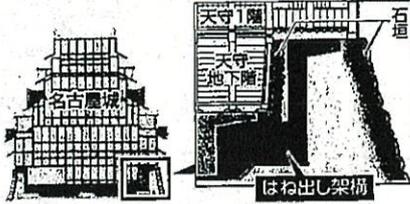


「(施工者の)竹中工務店と代答案について、他城郭の整備事例を踏まえて検討を始めた」と明らかにした。

この基礎工法は「はね出し架構」と呼ばれる。木造天守最下部の支持構造物を石垣の側面に食い込ませる形で天守を支えることで、石垣への荷重の負担を軽減する狙いがある。

ただ、この工法では石垣の一部を解体して積み直す必要があるため、部会は一國の特別史跡である石垣の本質的価値が失われる」として「異議を唱え、このため市の復元計画に文化庁の事業許可が下りず、従来目指していた二〇二三年末の完成目標の断念につながった経緯がある。

この工法を採用する限りは部会の理解が得られないことを指摘した浅井正仁議員(自民)に対し、松雄俊憲・観光文化交流局長は工法の見直しを明言。



として落とし込めば、部会や文化庁の理解も得やすく事業が大きく進むだろう」と話す。

松雄局長はまた、木造天守の新たな完成目標について「二〇二八年十月が現在検討している唯一の案」と述べた。

と述べ、三月末にも開く各  
有識者会議の代表で構成  
する「全体整備検討会議」  
での意見を踏まえて確定さ  
せたい考えを明らかにし  
た。

## 木造天守「28年10月案のみ」

### 名古屋市、現時点での竣工時期

名古屋城天守木造化で、名古屋市は4日、市議会本会議で、検討中の新工程案について「竣工時期を2028年10月以外とする案はない」と明言した。朝日新聞がこの案を報じた後、市は河村たかし市長名のコメントで、新たな工程案を検討して「どの」と触れ、「竣工時期を28年10月とした案が含まれていることは否定しない」としていた。

松雄俊憲・観光文化交流局長が、4日に代表質問した自民党の浅井正仁市議に対し、28年10月が現時点で

唯一の案であると認め、3月末の有識者会議に提示するため、工期短縮を求める河村市長と協議を続けていく考えを示した。石垣の追加調査などの結果によっては完成時期が前後する可能性もあるとしたが、総事業費505億円を堅持する意向も示した。

名古屋城天守木造化で、名古屋市は4日、市議会本会議で、検討中の新工程案について「竣工時期を2028年10月以外とする案はない」と明言した。朝日新聞がこの案を報じた後、市は河村たかし市長名のコメントで、新たな工程案を検討して「どの」と触れ、「竣工時期を28年10月とした案が含まれていることは

## 特別史跡名古屋城跡に関する市長コメント（3月27日）

特別史跡名古屋城跡内における外構工事に伴う遺構き損の重大案件に関し、昨日、文化庁へ中間報告を行い、本市が考える再発防止策について、ご助言をいただきました。いただいたご助言を踏まえ、地元有識者からもご意見をいただきながら、更に強化した再発防止策を取りまとめてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

つきましては、今年度、最後となる特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議を3月31日（火）に開催し、文化庁からのご助言を踏まえた、き損事故に対する再発防止策を議題として諮ってまいります。

また、き損事故に対する再発防止策に加え、「新たな工程の素案」についても議題として諮ってまいりたいと考えております。

「新たな工程の素案」については、天守閣木造復元事業が実現可能な、手順、工程であるかについて、本市の考え方に誤りがないかどうか、ご意見をいただきたいと考えており、竣工時期を確定させるものではありません。

しかしながら、木造復元事業を進めて行くために、新たな工程を確定させることは、非常に重要なことだと考えておりますので、まずは、き損事故への対応に最優先で取り組み、その上で、文化庁、地元有識者からご意見をいただきながら、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

市民の皆さまには、この度の遺構き損の重大事案を含め、木造天守閣の竣工に関し、ご心配をおかけしており、市長である私も忸怩たる思いではありますが、一つ一つ課題を確実にクリアし、少しでも早く木造天守閣を皆さまにお届けできるよう、職員と一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

# 史跡誤掘削「深くおわび」

名古屋城の保存や整備に携わる各有志者会議の代表が集まった三十一日の全体整備検討会議は、三月初旬に起きた特別史跡の誤掘削事故の再発防止策の審議を中心に進んだ。本来の中心議題だった木造天守の新たな完成目標は示されず、名古屋市は復元に必要な手順や期間を積み上げただけの新工程案を提示した。

(谷悠二、水越直哉)

会議の冒頭、松雄俊憲・観光文化交流局長は「国民の貴重な財産の一部を毀損したことは決して許される行為ではない。国民の皆さまに深くおわび申し上げる」と陳謝。オブザーバー参加した文化庁の平沢毅調査官は「一連の過程は文化庁としても重く見ている。今回の事業をきっかけに、保存が将来に向かって確実に行われる体制をつくっていただきたい」と要望した。誤掘削事故を踏まえ、今後は石垣部会を「石垣・埋蔵文化財部会」に改組し、誤掘削事故の対応状況も部会の検討議題に加えることになった。

新工程案については、示された手順に対する異論は出されなかった。今後は各有志者会議が持ち帰って関係部分を議論し、市が次回以降の全体会議で改めて完成目標を提示し、審議される運びとなった。

## 名古屋城整備検討会議

## 石垣部会改組 事故対応議題に



名古屋城天守の木造復元事業の新スケジュール案

## 「日程ありき」反省 審査期間を十分に

市が提示した木造復元事業の新工程案では、まず、文化審議会による許可審議の事前審査に位置付けられる文化庁の内部組織「復元検討委員会」の会合を、約二年半にわたって八回受ける想定を見積もった。

復元検討委員の審査は文化財の復元事業には不可欠な過程。二〇二二年末完成を目指した旧工程では本丸御殿の復元事業時と同じ三回の

会合を見積もっていたが、石垣の保存方針が定められなかったため復元計画を文化庁に提出できず、一度も開催されなかった。

そのため、市は復元検討委員の審査が不要な「現天守の解体計画」だけを先行申請したが、文化審議会から許可は出さず異例の「継続審議」となった経緯がある。

旧工程は、最短期間で完成を目指してタイトに設定されたため「スケジュールありき」と批判されがちだった。この反省から、市は余裕を持って事業を進めようとして、復元検討委員の審査期間を十分に見積もった形だ。審査と並行して石垣保全の応急対策も実施する。

新工程案では、復元検討委員での審査を終えた二三年五月の文化審議会での事業許可取得を想定。許可後は一九年度に予算化されながら執行できなかった解体工事用の構台設置に取りかかると、二四年度から現天守の解体工事を開始。二年がかりで解体を終えると、いよいよ二六年度から木造天守の復元工事が始まる。

誤掘削事故の再発防止策などを審議した「全体整備検討会議」中區の名古屋能楽堂で



ただ、この新工程案には不確定要素も含まれている。復元検討委員の審査に入るためには、文化庁から解体申請時に追加要求された四項目の石垣など遺構の保全調査を終え、評価結果を提出する必要がある。市は二〇年度上半期に四項目すべての調査を終える想定で新工程案を作成したが、誤掘削事故の発生を受けて調査は遅れており、調査の進展によっては天守の完成時期に影響する可能性もある。

三十一日の会議で市の担当者らは「誤掘削事故の再発防止策について関係者の理解が得られるまでは木造復元のスタート位置に立っていないと考えている」と説明した上で「工程は伸びることもあれば縮むこともある」と含みを持たせた。

令和2年4月3日 第201回国会

衆議院 国土交通委員会 第6号 議事録（公表版・抜粋）

○小宮山委員 引き続き、歴史的建造物のバリアフリー整備についてお伺いしたいと思います。

名古屋城天守閣木造復元事業では、史実に忠実な復元を理由にエレベーターを設置しない方針で計画が進められると聞いて、実はこの点が物議を醸しているところでもあります。

税金を投入して新たに建てる公共建築物にもかかわらず、バリアフリー整備を行わず障害者が利用できないとなると、また、機能低下をされた方が使えないということになると、障害者権利条約や障害者差別解消法、バリアフリー法の共生社会の理念に反してしまうのではないのでしょうか。

歴史的建造物についてもバリアフリー法の対象とし、既存の建築物などの大規模改修時に可能な限りバリアフリー化整備を行うこととし、また、新規に復元建造物などを設ける際はバリアフリー化整備を義務とすることも決断が必要かと考えます。

文化庁と国土交通省で判断が分かれるところかもしれませんが、政府の見解をお聞きします。

○眞鍋政府参考人 歴史的建築物の復元に当たりましてのバリアフリー化について、お答え申し上げます。

今、名古屋城のお話が出ましたが、名古屋城の復元に関する具体的な計画については承知しておりませんし、また、その取扱いについてもまだ未定と聞いておりますので、一般論でのお答えをお許しいただきたいと思います。

文化財保護法に基づき指定された国宝あるいは重要文化財などにつきましては、文化的価値の保存、継承に配慮することが必要と考えられることから、バリアフリー法に基づく義務づけの対象からは除外される仕組みとなっております。

一方で、バリアフリー法におきましては、高齢者、障害者などが日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者が、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうに定められているところでもございますので、個別の歴史的建築物の復元に当たりましては、こういったバリアフリー法の規定、枠組みも踏まえながら、当該建築物の設置者などにおいて適切に計画していただくことが重要ではないかと考えるところでございます。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

障害のある人や高齢者を含む全ての人がより快適に文化財に親しむことができるよう、文化財の活用のためのバリアフリー化は重要である、このように考えております。

一方で、史跡等文化財の整備に当たりましては、史跡が有する価値を適切に保存し、次世代に確実に伝えることが重要であるとともに、個々具体の文化財の特性や物理的な環境によっては一律に基準を定めることが技術的に困難な場合もございます。

このように、文化庁といたしましては、こうした文化財のバリアフリー化と史跡等の文化財の価値を保存する形での整備につきましては、できる限り両立が図られることが大切だ、このように考えておりますけれども、それと同時に、復元建造物のバリアフリーのあり方やその対策に関しましては一律に基準を定めることは困難であるという実情もございます。

したがって、復元建造物につきましては、施設の所有、管理者におきまして、文化財の特性に応じて具体的かつ適切に判断されていくことが重要である、このように考えているところでございます。

令和2年4月17日

## 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準の決定について

文化審議会文化財分科会（会長 <sup>しまたに</sup> 島谷 <sup>ひろゆき</sup> 弘幸）は、4月17日（金）に持ち回り開催された同会の審議・議決を経て、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」を決定いたしましたので、お知らせいたします。

- 史跡等における復元建造物は、史跡等の価値を次世代へ確実に伝える役割を担い得るものであり、平成29年12月8日付けの文化審議会第1次答申においても、復元が適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用にあ資するものとされ、復元建物の在り方について積極的に調査検討すべきとされています。
- 文化庁では、これを受けて、「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するWG」（文化庁次長決定）を設置して議論を行い、昨年8月に「天守等の復元の在り方について」をとりまとめ、公表しました。
- 本基準は、文化審議会文化財分科会として、当該WGでの議論及びとりまとめを踏まえ、復元的整備の範囲を見直し、同整備のための手順や留意事項を含めた基準を決定したものです。

## &lt;担当&gt;

文化庁 文化資源活用課

課 長

伊藤 史恵

課 長 補 佐

長谷川 智

企 画 係 長

手嶋 一了

文化庁 文化庁文化財第二課

課 長

岡本 任弘

課 長 補 佐

田井 祐子

主任文化財調査官（史跡部門）

山下 信一郎

文化財調査官（史跡部門）

浅野 啓介

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2864（直通）

## 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

令和2年4月17日  
文化審議会文化財分科会決定

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、以下のとおり定める。

### I. 復元

#### 1. 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。

#### 2. 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

##### (1) 基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
  - ① 復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
  - ② 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
  - ③ 復元後の管理の方針・方法が示されていること

##### (2) 技術的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
  - ① 発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
  - ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資

料

- ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
- ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
- ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料

イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

### (3) 配慮事項

ア. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。

※防火対策については「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること

イ. 復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて文化庁に報告すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

## II. 復元的整備

### 1. 定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

### 2. 基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、I. 2. (1) の基本的事項及び(3)の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならない。

### (1) 手順

- ア. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。
  - ① 復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること
  - ② 史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること
  - ③ ②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること
  - ④ 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること
  - ⑤ 復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、②の目的及び効果と整合がとれていること
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること
- ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物について、考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること
- エ. I. 2. (2) 技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない部分については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

### (2) 留意事項

- ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること
- イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること
- ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所（例えば、城跡における本丸等枢要箇所）を避けるなど配慮すること
- エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

### Ⅲ. その他

地方指定や未指定の遺跡等において、歴史的建造物の再現を行う場合についても、本基準を参酌しつつ、史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会の指導・助言を受けることができる。

# 天守復元許可 得やすく改定

## 文化審議会が新基準

文化審議会は十七日、国史跡などで歴史的建造物を復元する際、本来の意匠や構造が正確には分からなくても文化庁の許可を得やすくする新基準を決めた。石垣しか残らない城跡での天守復元などを想定。史跡の魅力を高め観光資源としての活用につなげる狙い。

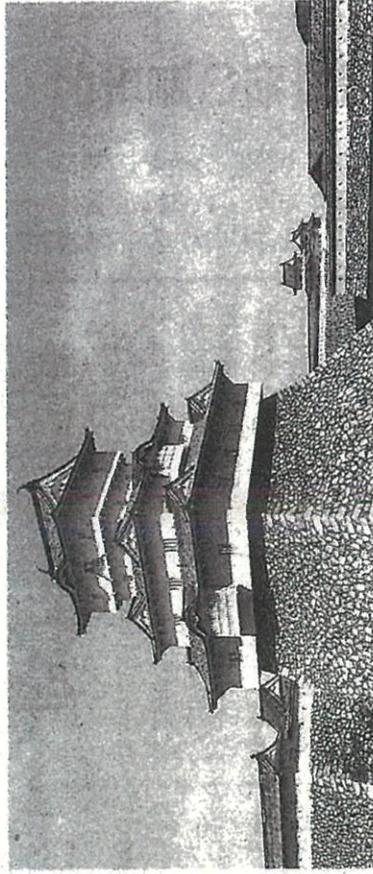
新基準では、調査を尽くしても本来の意匠などを示す資料が見つからなかった場合を「復元的整備」と定義し、史実に忠実な従来の「復元」と区別。不明確な部分を明示し、来訪客にも分かるような形にするなら再建可能とした。

資料は残っているがバリアフリー対応などのために一部を変更する場合も復元的整備とし、変更の説明を条件とした。

城の復元は北海道松前町の松前城（正式名称・福山城）、名古屋市の高松城、高松市の高松城、那覇市の首里城などで地元自治体や政府が計画している。一方、空襲で焼失するなど、戦後に再建された各地の天守は老朽化が進んでいる。

一九九一年に設けられた旧基準は史実に忠実な復元しか示していなかった。資料が不十分だと史跡の現状変更に必要な文化庁の許可が下りず、自治体からは「厳しすぎる」との指摘があった。文化庁は新基準について「老朽化対策や耐震化のために建て替えを検討する自治体の後押しとなれば」としている。

令和2年4月18日 中日新聞



高松城の天守復元を目指す高松市が作ったCG。市教育委員会提供

# 城の天守 再現の基準を緩和 文化審議会

文化審議会は17日、城の天守など現存しない歴史的建造物を再現する国の基準を見直し、外観や内部構造など一部の詳細が分からない場合でも、整備を認める新たな基準を決めた。昨年4月に施行された改正文化財保護法では、文化財の「保存」とともに「活用」にも重点を置く方針が定まり、地域の文化財を町おこしなどに積極的に生かす流れが一層進みそうだ。文化庁によれば、国の史跡などで遺跡の上に歴史的建造物を復元する際は、設計図などの資料や発掘調査の成果などにより、構造や外観が詳しく分

かる場合に限って認めている。近年、各地で天守などの復元を目指す動きが相次いできたが、この基準も大きな壁になっていた。

文化審議会は2017年、建造物の復元について「史跡の価値を広く知ってもらうための、適切に行われるのであれば文化財の積極的な活用に資する」と評価し、今回、基準を見直した。新基準では、従来の復元とは別に「復元的整備」の定義を定め、學術調査を尽くした結果、十分に資料がそろわなくても再現可能とした。

(丸山ひかり)

# 天守復元しやすく

## 文化審が基準緩和

文化審議会は17日、国史跡などで歴史的建造物を復元する際、本来の意匠や構造が正確には分からなくても文化庁の許可を得やすくする新基準を決めた。石垣しか残らない城跡での天守復元などを想定。史跡の魅力を高



木造天守の復元が計画されている松前城。現在ある天守は焼失後に鉄筋コンクリートで再建されたもの（12日、北海道松前町）

く、来訪客にも分かるような形にするなら再建可能とした。

資料は残っているがバリアフリー対応などのために一部を変更する場合も復元的整備とし、変更の説明を条件とした。

城の復元は北海道松前町の松前城（正式名称・福山城）、名古屋市の高松城、高松市の高松城、那覇市の首里城などで地元自治体や政府が計画している。一方、空襲で焼失するなど、戦後に再建された各地の天守は老朽化が進んでいる。

一九九一年に設けられた旧基準は史実に忠実な復元しか示していなかった。資料が不十分だと史跡の現状変更に必要な文化庁の許可が下りず、自治体からは「厳しすぎる」との指摘があった。文化庁は新基準について「老朽化対策や耐震化のために建て替えを検討する自治体の後押しとなれば」としている。

# 史跡内「復元」の新基準

## 歴史的建造物 史料など条件柔軟に

文化審議会は4月、指定史跡内で行う歴史的建造物の復元などについて許可する基準を改定した。新基準では厳格な「復元」基準とは別に、往時の姿について一部、史料が十分そろわない場合でも、多角的な検証を前提に再現を可能にする「復元的整備」の要領を新たに示した。史跡整備に柔軟性を取り入れ、保存と活用を推進する狙いがある。

復元的整備とは、規模や材料、内外部の意匠・構造などの一部を変更し、再現する行為と明記した。博物館機能の付加や防火対応などのため、内部を変更する場合などを想定している。

復元に関する旧基準は1991年に策定。史跡の歴史的意義と関わりが薄い復元は許可せず、根拠とする史料にも「精度が高く、良質なもの」が求められた。真実性重視の厳格な基準により、復元が認められなかった史跡も全国に多い。

その中で近年、地域振興の観点から近世城郭の天守などの復元を要望する自治体が増加。文化審議会は2017年「復元が適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用を目指す」と答申し、18年に発足した有識者会議で復元的整備のあり方を議論してきた。

有識者の議論では「(復元的整備が)史跡の歴史・

学術上の価値を減じることなく、その理解促進につながる必要がある」との問題提起があった。留意事項には、構造を一部変更した部分や往時の姿が不明確だった補修箇所はその旨を明示し、誤解を招かないようにすることも盛り込まれた。

新基準について、高松城を管理する高松市文化財課は「天守復元に向けて一歩前進」と歓迎する。外観を示す絵図や写真は豊富だが、内部を示す史料に乏しく、これまで復元の許可が下りなかった。ただ、復元的整備による天守再現の可能性が開けた形になるとはいえ、それには史跡の現状変更が伴う。「石垣や礎石を傷つけないための技術的検討が必要」と、史跡の価値を減損しない対応が求められることに変更はない。

文化財行政に詳しい佐藤信・東大名誉教授も「新基準によって史跡での建造物再現がどのようなものでも可能になったと捉えるべきではない」とくぎを刺す。

「復元や復元的整備は目的ではなく、史跡の理解促進のための手段。VR(バーチャルリアリティ)や説明板の設置など、別の方法がふさわしい場合もある。復元も含め、遺構を守りつつ価値を高める方法は何か、各史跡の事情に合わせて検討してほしい」と話す。

令和2年5月20日 読売新聞

# 経済水道委員会

## 説明資料

名古屋城における遺構のき損事故再発防止対策及び  
天守閣整備事業に係る「新たな工程」の素案について

令和2年5月14日  
観光文化交流局

# 目 次

頁

- 1 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策…………… 1
- 2 名古屋城天守閣整備事業に係る「新たな工程」の素案…………… 4

## 1 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故再発防止対策

### (1) 再発防止対策に関する基本的な考え方

- ・国民の貴重な財産である特別史跡の一部をき損したことは、国民の皆様への信頼を裏切る行為であり、決して許されるものではない
- ・二度とこのようなことが起きないように、文化財が国民の財産であることを深く自覚し、組織を挙げて文化財保護法の趣旨の徹底を図るとともに、き損が生じた経緯及び原因の究明を行い、これに基づく徹底した再発防止対策の構築と確実な実行をしていく

### (2) き損事故につながった問題点及び原因

#### ア 問題点

- ・整備に先立ち試掘調査を行ったが、遺構の状態を確認するには十分な調査ではなかった
- ・その試掘調査に基づき外構工事の設計を行った際、本来、掘削を行わないように設計するべきところ、掘削を伴う設計としたばかりでなく、掘削の深さの設定が適切ではなかった
- ・この設計に基づき、現状変更許可申請を行ったが、保存整備室では、申請書に学芸員が立会いを行うことを明記した部分についてのみ立会いが必要との認識であった
- ・保存整備室が、立会いを明記した部分についてのみ立会いを調査研究センターに対し依頼した際、学芸員は、立会いを行う範囲に齟齬があることを認識していたが、組織的に解決することができなかった
- ・工事の施工段階において、保存整備室では日々の作業内容を把握しておらず、学芸員も立会い依頼があった地点以外の状況を把握していなかったため、当該地点で掘削が行われることを誰も把握していなかった
- ・施工業者に対し、人力との指示や遺構についての説明を行わなかった上、当該地点における学芸員の立会いもない状態であったため、施工業者は石列が遺構であるとの認識がないまま重機により掘削を進めた
- ・有識者に諮るという手続きを行わなかったため、有識者のチェックを受けることがなかった

## イ 原因

- ・ 史跡の保存のための基本的な考え方を共有化する仕組みが十分ではなかった
- ・ 名古屋城総合事務所内の整備部門と調査部門との間の意思疎通を図る仕組みが十分でないとともに、教育委員会事務局文化財保護室との役割分担が明確ではなかった
- ・ 工事に至るまでの事前のチェック機能が適切に果たされなかった
- ・ 実際の工事現場での工事監督・立会いが適切に行われているかを確認し、修正する手続きが徹底されていなかった
- ・ 中長期的、継続的に取り組むべきことが十分に行われていなかった

## (3) 再発防止対策

- 史跡の保存のための基本的な考え方の徹底と共有
  - ・ 史跡の保存に影響を及ぼす可能性がある行為の計画に際しての基本的な考え方の徹底
  - ・ 史跡の整備事業の進め方の整理と共有
- 組織間の意思疎通と役割分担の明確化
- 各段階におけるチェック機能の強化
  - ・ 現状変更許可申請の提出時のチェック体制の強化
  - ・ 有識者会議によるチェック機能の発揮
- 工事現場で監督・立会いを適切に行うための統一的な手順の明確化
  - ・ 工事における手順の明確化
  - ・ 学芸員による確実な立会いの実施
- 特別史跡を適切に管理するため、今後継続的に取り組む対策
  - ・ 職員の特別史跡に対する意識の改革と能力の向上
  - ・ 学芸員の能力・経験の向上
  - ・ 事業体制の強化
  - ・ 外部監査制度の導入

(4) き損の状態及び修復方針

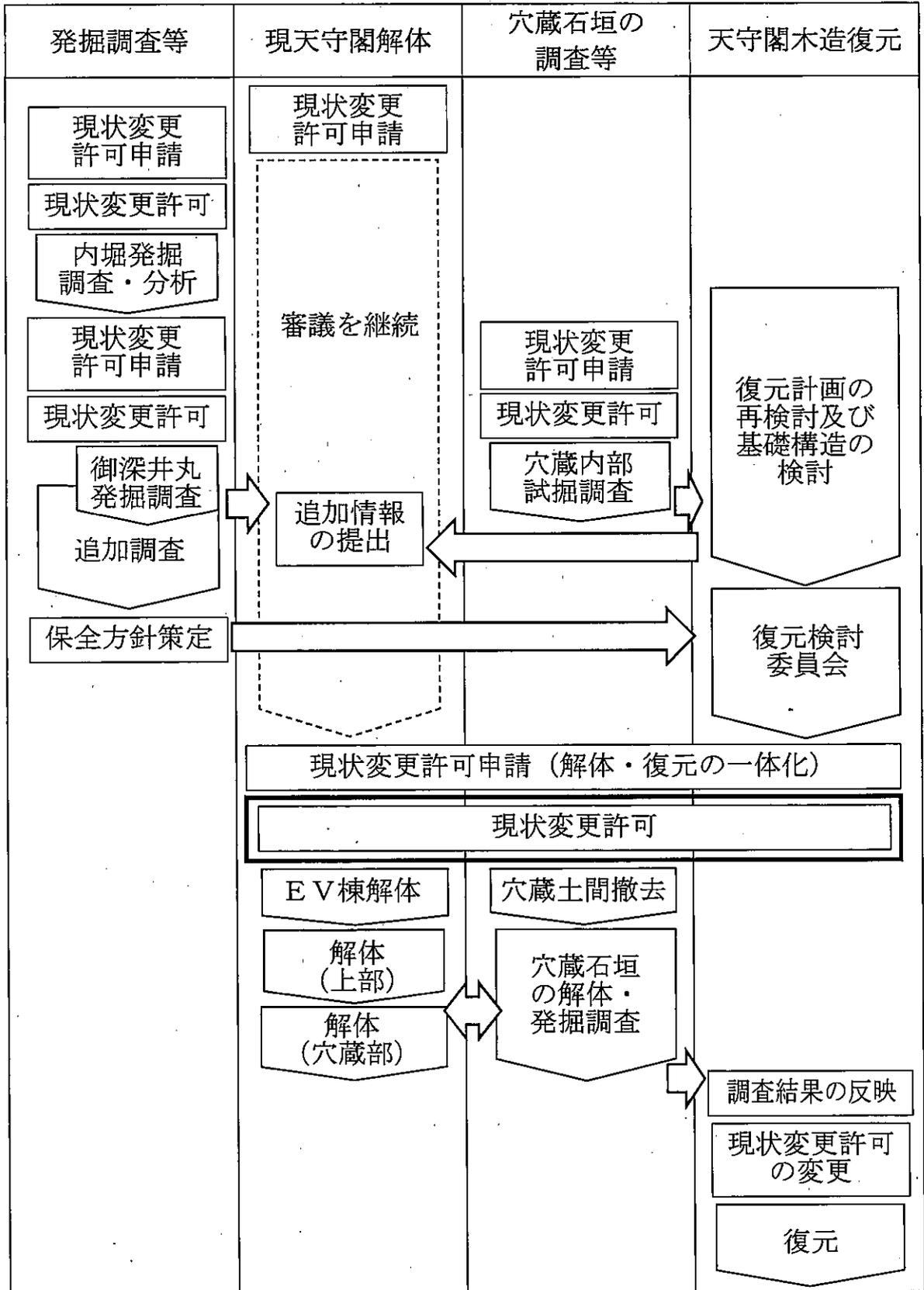
- ・今回き損した石列は、正方形に加工された礎石（そせき）がほぼ一  
間間隔で設置され、その間に、間知（けんち）石を地覆（じふく）  
石として並べたものであり、近世の包含層内に築かれているとみら  
れること、石の特徴などから判断して、19世紀に築かれた六番御  
蔵の基礎にあたる石列と推測される
- ・今回のき損により、蔵の基礎の石材の内、66個（礎石10個、地  
覆石56個）が原位置から取り外され、数箇所に集められている。  
原位置あるいは原位置近くに残されている石材は約30個である
- ・現在石材が残存していない部分の長さと同位置から取り外された石  
材の数及び大きさから判断すると、全体を修復するためには、礎石、  
地覆石のいずれも数個程度不足していると思われるが、石列が概ね  
復元できる数量の石材が残されている
- ・復元に向けた検討の手順としては、第一に考古学分野の有識者に諮  
りながら現地を詳細に調査し、石列の修復の可否を調べる。その上  
で、修復方針につき、考古学分野に加え建造物分野の有識者にも諮  
りながら検討を進め、別途修復のための具体的な計画を策定する

(5) 今後の予定

文化庁及び有識者などの意見を踏まえた上で、次回の全体整備検討会  
議に諮った後、最終の「再発防止対策」としてとりまとめる

2 名古屋城天守閣整備事業に係る「新たな工程」の素案

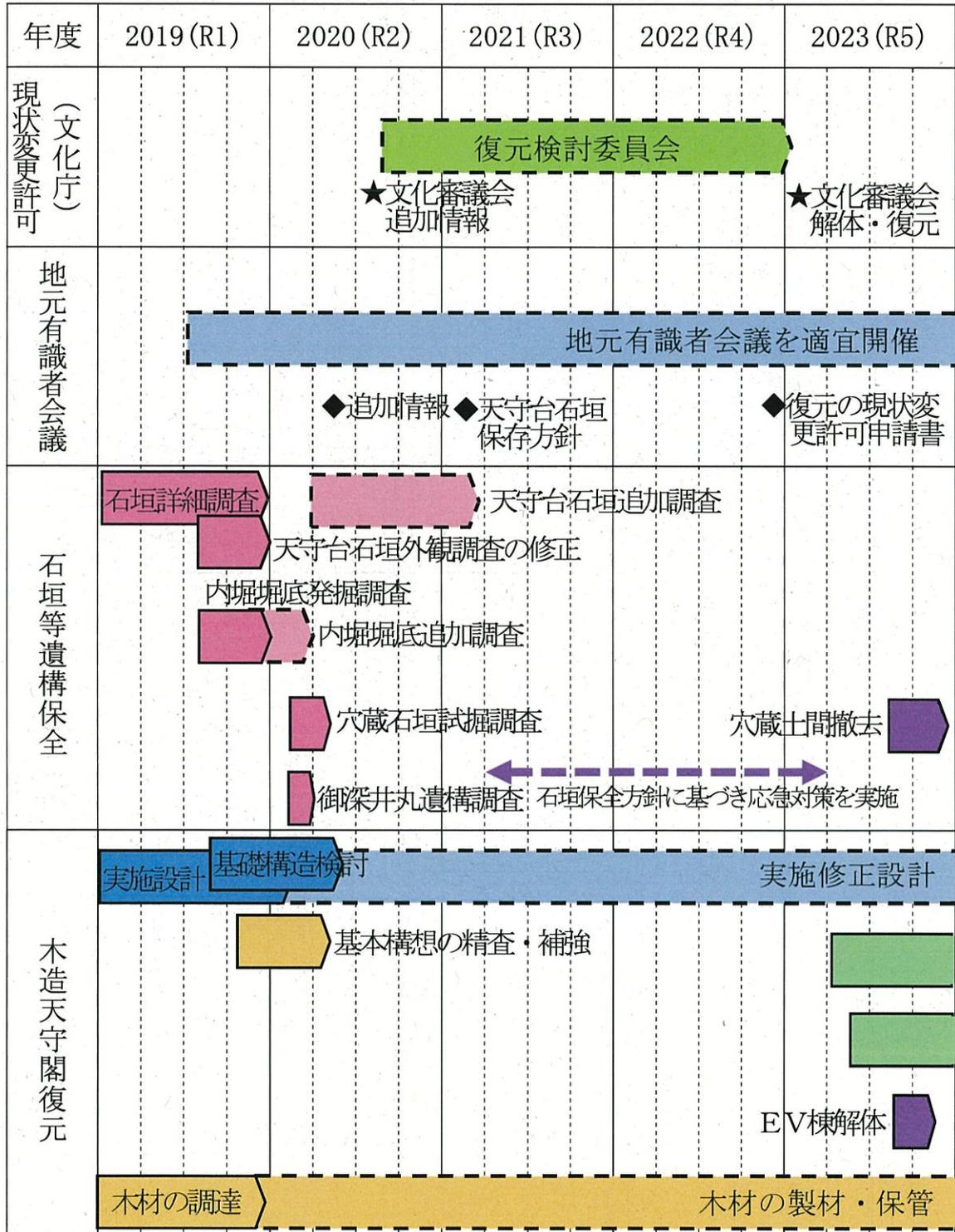
(1) 解体と復元を一体で現状変更許可を取得する場合のイメージ



(2) 「新たな工程」の素案

《基本的な方針》

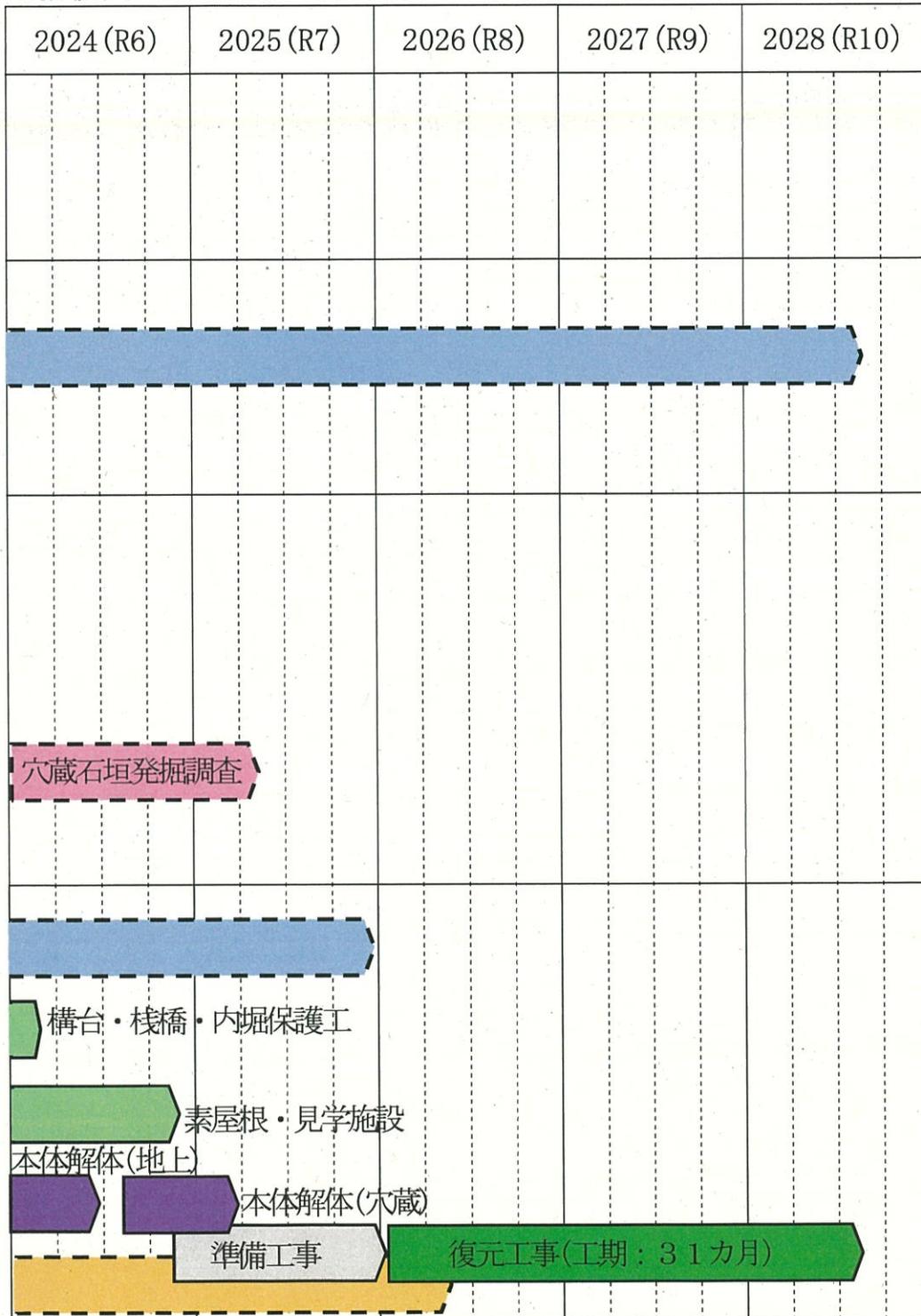
- ・ 天守閣木造復元が実現可能な手順、工程とする
- ・ 石垣等遺構の調査・保全については、全力を挙げて取り組む
- ・ 現天守閣解体と天守閣木造復元を一体として現状変更許可を取得する



注1 令和2年3月31日特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議時点

注2 所要期間が不確定な手順については点線で表示

- ・復元工事の期間については基本的に変更しない
- ・今後速やかに石垣・埋蔵文化財部会、天守閣部会に諮った後、再度全体整備検討会議に諮り確定する



(3) 新型コロナウイルス感染症による工程への影響

- ・今年度実施を予定している現天守閣解体の現状変更許可申請に対する指摘事項の回答に必要な石垣等遺構保全に伴う御深井丸遺構調査をはじめとする発掘調査等については、有識者の意見を踏まえて行う必要がある
- ・現在は新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の趣旨に鑑み、有識者の意見を聞く部会の開催を見合わせている状況であることから、発掘調査等の工程に一定の遅れは生じているが、全体の工程を進めていく中で吸収していく予定

## 名古屋城天守閣復元 完成時期遅れに言及

名古屋城天守閣の木造復元を巡り、市観光文化交流局は14日の市議会経済水道委員会で、完成目標時期とされている2028年10月について、さらに遅れる可能性に言及した。

3月末にあった特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議に示された工程案では、穴蔵石垣などの追加情報を

今年後半に文化庁に提出するとしていた。だが、新型コロナウイルスの影響で石垣部会など有識者会議を開けないことから調査に着手できず、既に遅れが生じているという。

委員からは「工期にとらわれない方がいいのではなにか」などとする意見が出た。これに対し、松雄俊憲局長は、以前の22年12月としていた完成時期について、「工程ありきで無理を重ねた」と述べた上で、「(28年10月は)前後する可能性はある」として、完成時期がさらに遅れる可能性を示した。

# 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募 NAGOYA CASTLE CHALLENGE 【公募概要】(案)

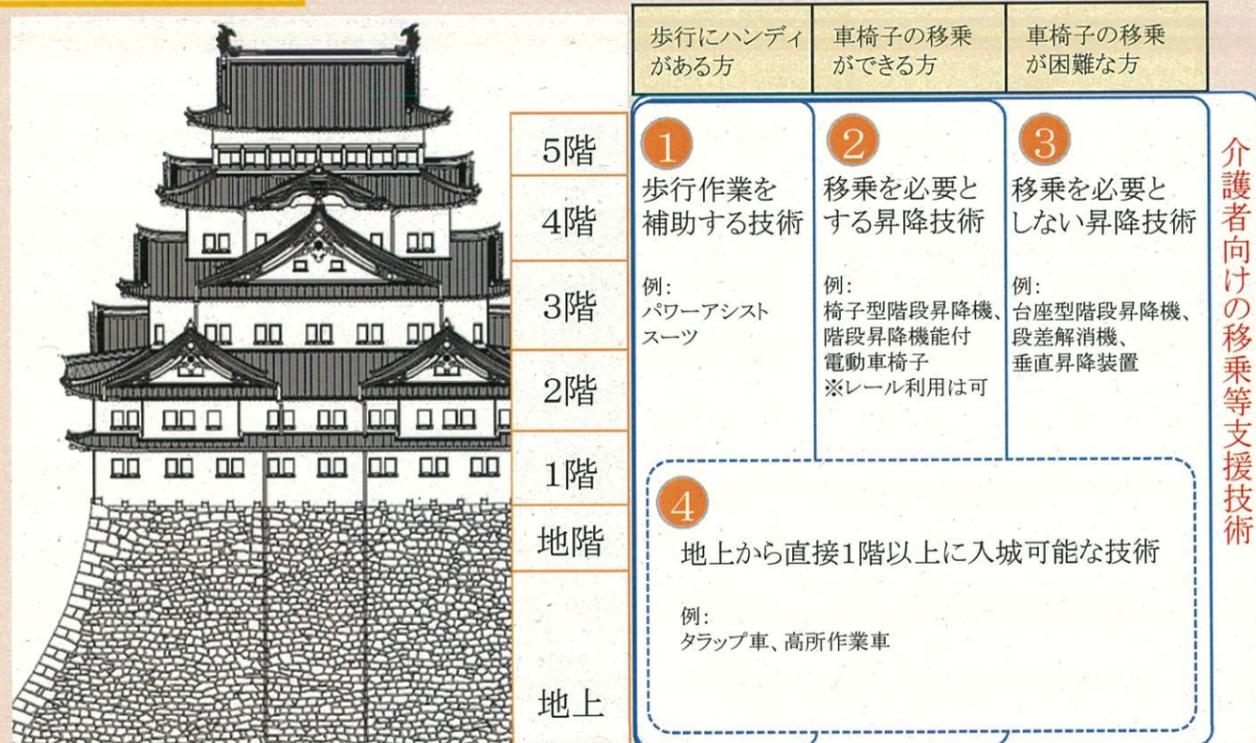
## 背景

- 名古屋城現天守閣は1959年の再建以降老朽化等課題が顕在化
- 「名古屋城天守閣復元事業」で真実性の高い復元により名古屋城の本質的価値の理解促進、観光面の魅力向上が可能
- 障害のある人もない人も共に文化財を快適に親しめるバリアフリー化が重要

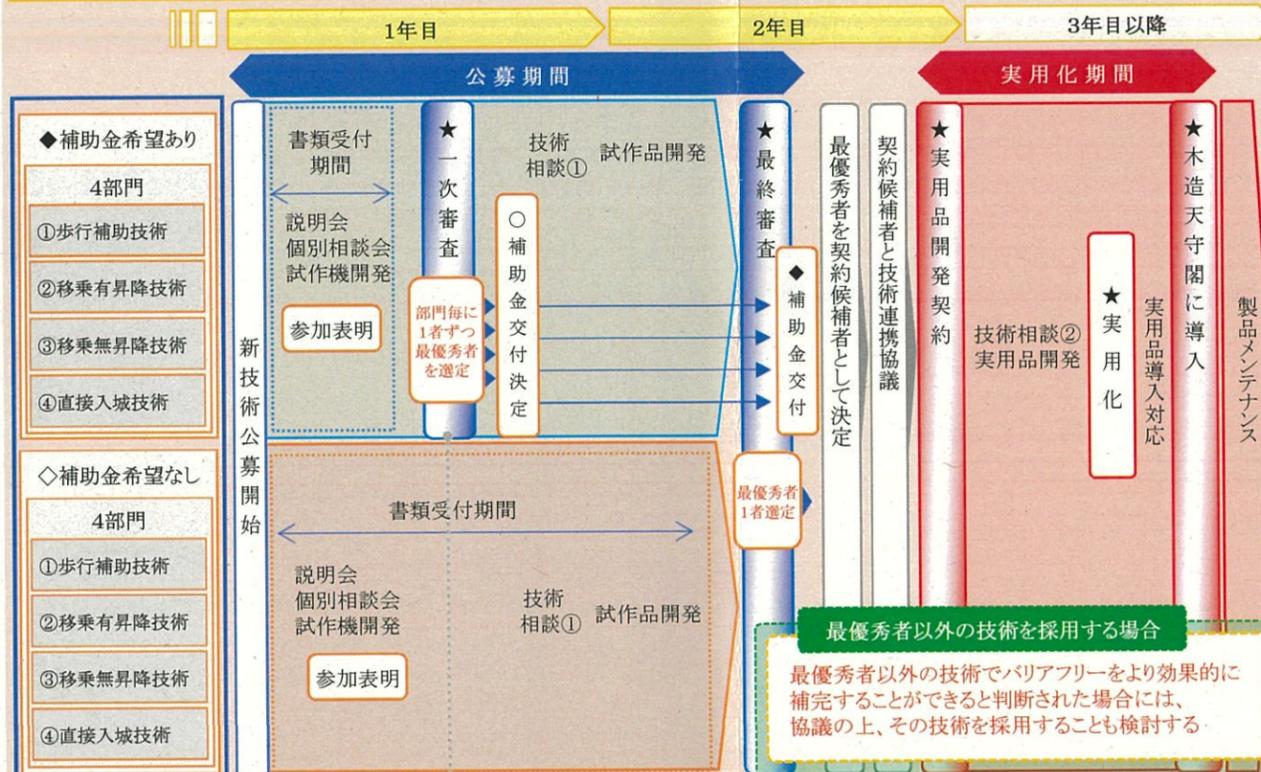
## 目的

- 史実に忠実に復元する木造天守閣に誰もが昇降できるように、革新的な昇降技術を世界中から募り実用化する
- 史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立し、先進的バリアフリー技術を名古屋から発信・展開する

## 募集部門



## スケジュール



## 新技術の選定方法

補助金の交付方法(一次審査)		新技術の採用方法(最終審査)	
交付対象者	①～④各部門の評価1位の者	契約対象者	最優秀者 (1者のみ)
交付上限額	8,000万円 (2,000万円×4部門)	契約上限額	2億円
<ul style="list-style-type: none"> <li>各部門に分けて審査を行い、各部門の評価が1位になった者に対して、補助金交付の権利を与える (補助金の交付対象者とする)</li> <li>但し、部門1位になった場合でも交付に値しない提案と判断された場合は交付対象者とししない</li> <li>交付額は上限2,000万円にて、実費精算とする</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>最終審査は部門分けせず、全ての応募技術の中で評価1位となった者を最優秀者とする</li> <li>最優秀者を契約候補者として決定する</li> <li>契約金額は2億円を上限とし、提案時に参加者が提示した金額を基に、協議を行った上で実用品開発契約を締結する</li> <li>審査時に費用を抑制することを加点要件とする</li> </ul>	

## 最優秀者以外の技術による補完

最優秀者提案技術以外の技術が『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』で求めるバリアフリーをより効果的に補完できると判断される場合には、その技術も採用する可能性がある

※ 最優秀者以外にも協議により採用される可能性がある旨を公募要項等にも明記する

- 公募では最低限1階への昇降ができることを必須条件とする
- それ以上の階層への昇降可能な提案技術については、加点要件とする

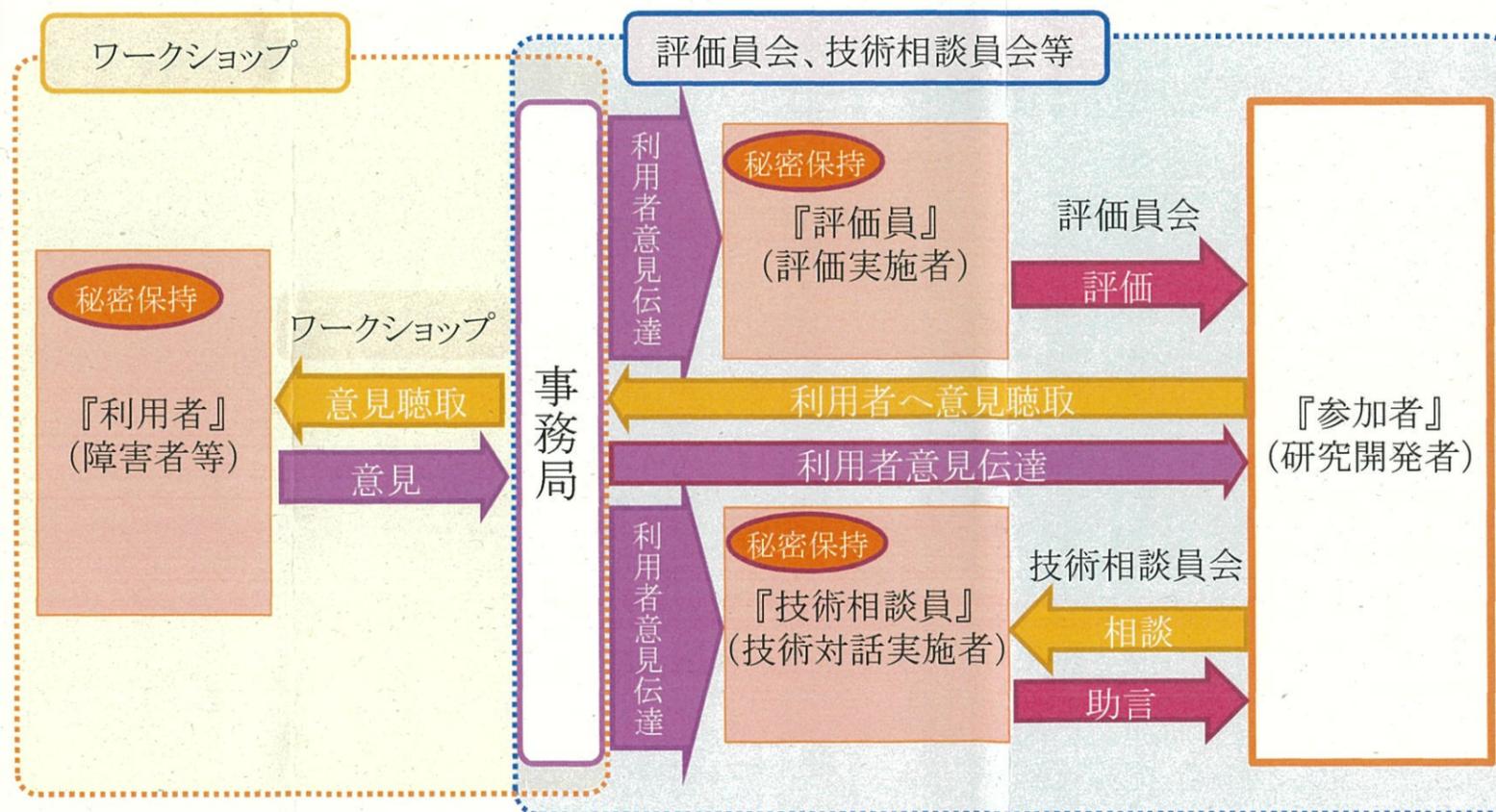
名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募 NAGOYA CASTLE CHALLENGE 【公募概要】(案)

◇ 要求水準及び評価について

要求水準の考え方		<ul style="list-style-type: none"> <li>一次審査や最終審査に際して、参加者に求められる項目を要求水準とする</li> <li>最低要求水準、加点対象要求水準に対して、それぞれ書類評価、実技評価を行い、それぞれの項目を総合的に評価する</li> </ul>	
		一次審査	最終審査
※審査の項目及び基準の抜粋 バリアフリー(有用性)	C 最低要求水準	1階までの昇降ができること	1階までの昇降ができること(同左)
	D 加点対象 要求水準	利用対象者の範囲が広い見込みがあること	利用対象者の範囲が広いこと
		誰もが簡単に使える見込みがあること	誰もが簡単に使えること
		健常者の移動と同じような時間で移動できる見込みがあること	健常者の移動と同じような時間で移動できること
		多人数による反復した利用が可能となる見込みがあること	多人数による反復した利用が可能であること
		健常者の移動経路を妨げず共存した経路である見込みがあること	健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること
		天守閣の最上階まで上げられる見込みがあること	天守閣の最上階まで上げられること
		怖い思いをしないで乗れる見込みがあること	怖い思いをしないで乗れること
		他の人の助けを借りることなく昇降ができる見込みがあること	他の人の助けを借りることなく昇降ができること

◇ 『評価員』『技術相談員』『利用者』の役割について

『評価員』 『参加者』から出された提案について、 評価をする	開発研究、制御工学、建築史、 バリアフリー、経営、インバウン ド等に見識がある方
『技術相談員』 『参加者』から出された提案について、 助言をする	機械安全、技術監理、技術利 活用、建築史等に見識がある 方
『利用者』 『参加者』から出された提案について、 (事務局を介して)意見を する	障害者団体を中心とした障害 者の方



# 国の「宿題」めど立たず

## 名古屋城天守解体事業

名古屋城天守の木造復元に向けた天守解体事業で、名古屋市が文化庁から求められた四つの調査のうち二つが、六月末の目標時期が過ぎた現在も終了のめどが立っていない。新型コロナウイルスの影響や、城構内で起きた誤掘削事故など予期せぬ事態が続ぎ、手続きが遅れたことが要因。国の「宿題」をクリアできない事態が長引けば、事実上延期した完成時期に再び影響する恐れも出てくる。

(水越直哉)

### ■終了はおろか

市は昨年四月、木造復元事業全体から、現天守を解体する事業を切り離して文化庁の文化審議会に許可を申請。これに対し文化庁は同年九月、解体工事が現天守の石垣に及ぼす影響について四項目の追加調査を実施するように求めた。

えるはずだったが、調査計画の承認すら得られていない。

### ■遠ざかる報告

名古屋城では三月上旬、工事中に地下の文化財を誤って破損する事故が発生。有識者会議は、事故の再発防止策の検討に時間を割き、四項目のうち①と②を巡る議論は後回しとなった。さらに新型コロナウイルスの影響で、三月末を最後に有識者会議の開催自体が二カ月以上途絶えてしまい、スケジュールは大幅に遅れた。

四項目は①工事で一時的に埋め立てられる「内堀」の底と石垣の調査②作業台になる「御深井丸」の遺構調査③天守台石垣の膨らみ「はらみだし」下部の調査④天守台石垣の裏側にあるすき間の調査。いずれも事前の計画や事後の結果について、市が設置する有識者会議の了承を得る必要がある。

今月二日に開かれた有識者会議で、市は④と①の計画を提示した。しかし①について委員からは練り直しを求める声上がり、調査実施はさらに遠のいた。

このうち③は終了し、④も当初の予定通り今月二日の会議で計画の承認を受けた。しかし①と②については、六月末までに調査を終

出する計画だった。しかし

## 2調査、計画すら… 木造復元に影響も

名古屋城天守木造復元で、文化庁が名古屋市に求めている4項目の追加調査



一連の遅れで「十月の報告は難しい」(市担当者)状況に追い込まれている。

■明言避けたが  
木造復元事業で市は二〇二二年末の完成を目指していたが、昨夏に工期見直しが決まり、今年三月には新しい工程案を公表した。

新工程案は具体的な完成時期を示していないが、会合や工事などの予定を積み上げると、二八年十月に完成する計算。調査の遅れが指す。

工程全体に与える影響について、河村たかし市長は六日の定例会見で「一刻も早く」と言っしかないと明言を避けた。

文化審議会に対する天守解体事業の許可申請は「継続審査」となっている。四項目の調査について文化庁の了解を得られれば、市は木造復元事業の許可も追加申請し、解体事業と一体として審査を受けることを目指す。

# 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

【公募概要】(案)

新

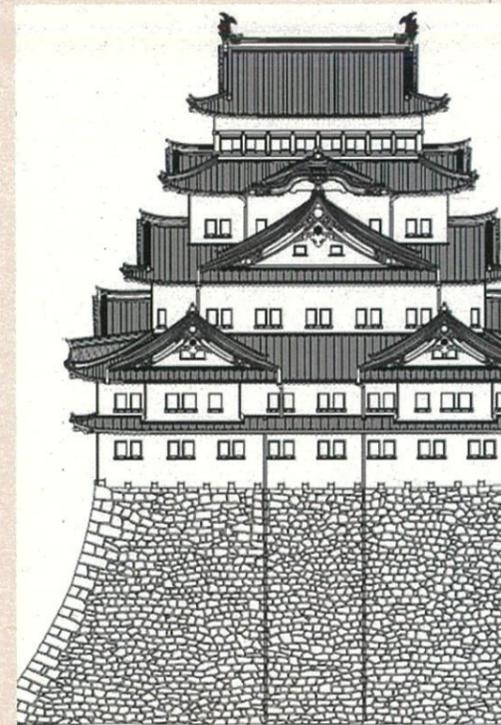
## 背景

- 名古屋城現天守閣は1959年の再建以降老朽化等課題が顕在化
- 「名古屋城天守閣復元事業」で真実性の高い復元により名古屋城の本質的価値の理解促進、観光面の魅力向上が可能
- 障害のある人もない人も共に文化財を快適に楽しめるバリアフリー化が重要

## 目的

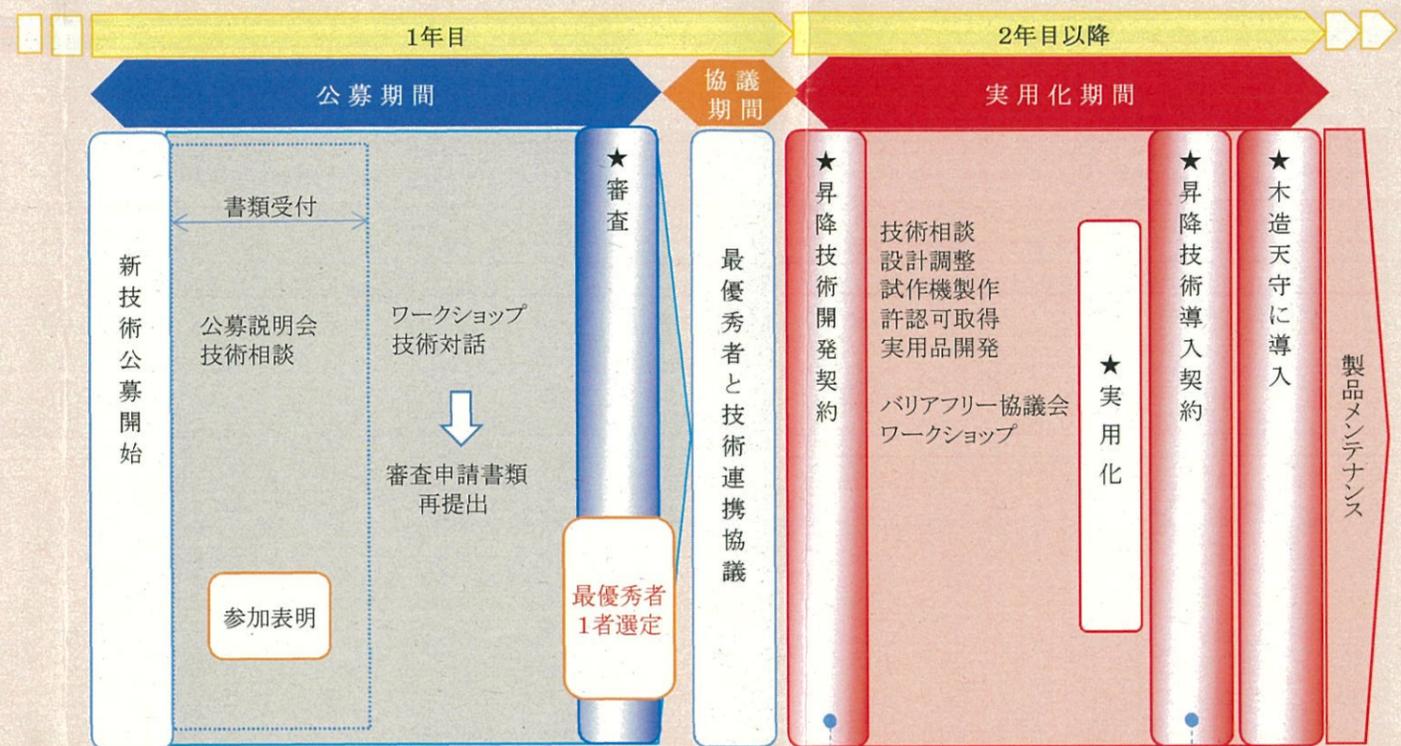
- 史実に忠実に復元する木造天守に誰もが昇降できるように、**昇降技術を世界中から募り実用化する**
- 史実に忠実な復元とバリアフリーの両立**を目指し、先進的なバリアフリー技術を名古屋から発信・展開する

## ◇ 候補技術



- |    |  |
|----|--|
| 5階 | 技術例:<br>(1)歩行を補助する技術<br>(2)階段を機械が直接昇降する技術<br>(3)垂直に機械が昇降する技術<br>(4)直接大天守1階以上に入城できる技術 |
| 4階 |  |
| 3階 |  |
| 2階 |  |
| 1階 | 地上から大天守地階までのバリアフリーは<br>木造天守復元の設計・施工者にて<br>別途対応予定                                     |
| 地階 |  |
| 地上 |  |

## ◇ スケジュール



## ◇ 新技術の実用化

### 開発費用(昇降技術開発契約)【審査後】

契約対象者	最優秀者(1者)
契約上限額	契約対象者と協議
<ul style="list-style-type: none"> <li>審査後に最優秀者の昇降技術を開発する契約(昇降技術開発契約)を締結する</li> <li>試作機を製作する</li> <li>契約金額は提案時に公募参加者が提示した金額を基に、協議を行った上で決定する</li> <li>必要な許認可等をクリアできる見込みが必要</li> </ul>	

### 導入費用(昇降技術導入契約)【開発後】

契約対象者	昇降技術開発契約者(1者)
契約上限額	契約対象者と協議
<ul style="list-style-type: none"> <li>昇降技術開発契約者と木造天守に導入する契約(昇降技術導入契約)を締結する</li> <li>契約金額は提案時に公募参加者が提示した金額を基に、協議を行った上で決定する</li> <li>審査時に費用を抑制することを加点要件とする</li> </ul>	

## ◇ 最優秀者以外の技術による補完

最優秀者提案技術以外の技術を導入することにより  
『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』で求めるバリアフリーをより効果的に補完することができる場合にはその技術も採用する可能性がある。

※ 公募後に最優秀者以外にも協議により採用される可能性がある旨を公募要項等に明記する。

- 本公募では、大天守1階への昇降ができることを必須条件とする
- より上層階への昇降が可能な昇降技術を求める(加点要件)
- 審査においてバリアフリーの項目の評価によっては、最優秀者として選定しない可能性がある

# 名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募

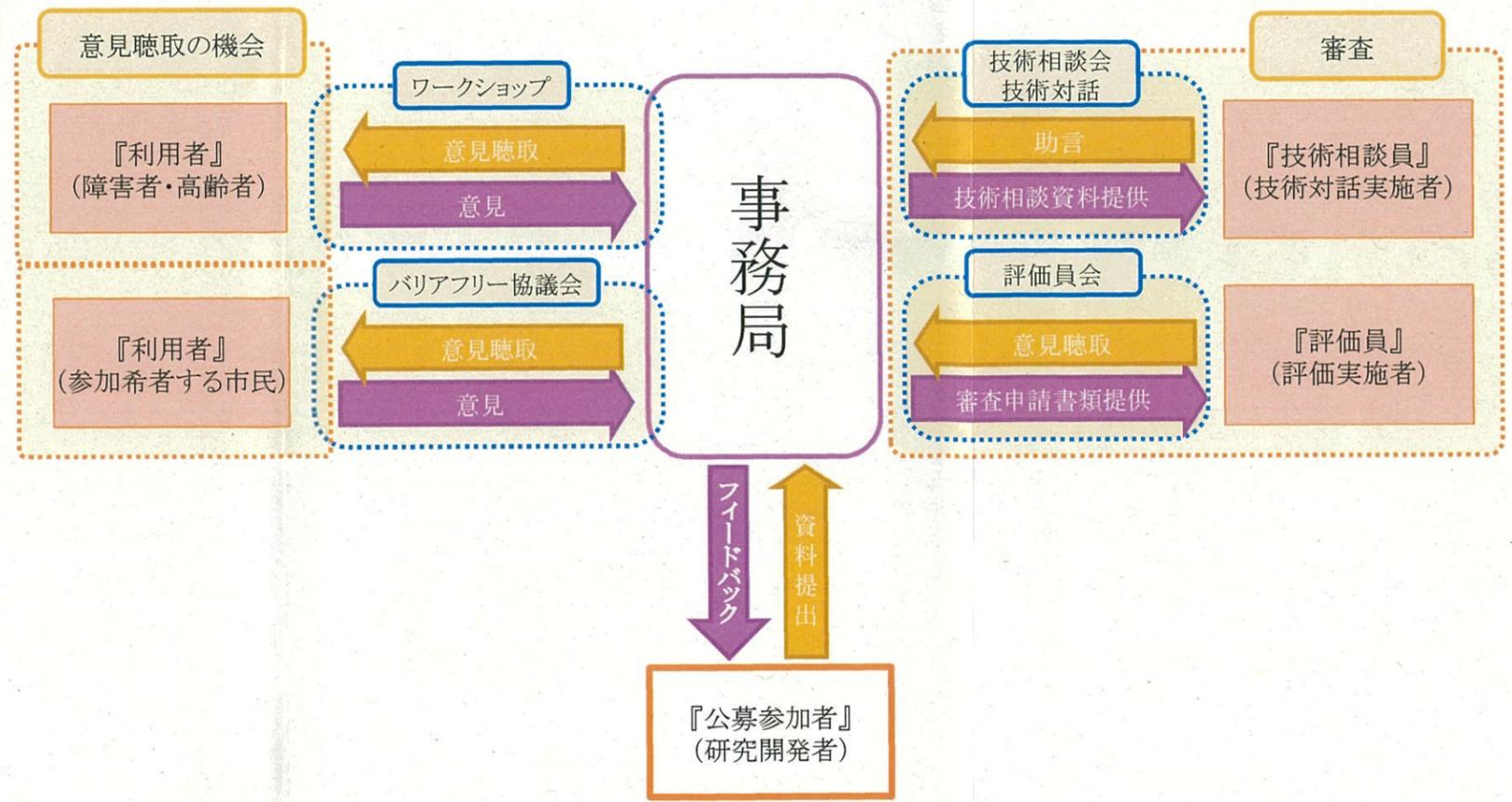
## 【公募概要】(案)

### ◇ 要求水準及び評価について

要求水準の考え方		<ul style="list-style-type: none"> <li>審査に際し、公募参加者に求める基本要件を最低要求水準とする。</li> <li>加点対象要求水準として、各審査項目に配点してA～Eの5段階評価を行い、総合点で最優秀者を選定する。</li> </ul>	
※審査の項目の抜粋	バリアフリー	最低要求水準	加点要求水準
		大天守1階までの昇降ができること	利用対象者の範囲が広いこと 誰もが簡単に使えること 健常者の移動と同じような時間で移動できること 多人数による反復した利用が可能であること 健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること 大天守のより上層階まで上がれること 怖い思いをしないで乗れること 他の人の助けを借りることなく昇降ができること
	史実に忠実	柱や梁などの主架構を変更しないこと	木造復元天守の床・柱に使用されている木材を保護すること
		取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができること	復元する木造天守の外観や内観を損なわない工夫がなされていること

### ◇ 『評価員』『技術相談員』『利用者』の役割について

『評価員』 『公募参加者』から出された提案について評価する	開発研究、制御工学、建築史、バリアフリー、経営、インバウンド等に見識がある方
『技術相談員』 『公募参加者』から出された提案について、事務局同席の上、技術的な助言をする	機械安全、技術監理、技術活用、建築史等に見識がある方
『利用者』 『公募参加者』から出された提案について、事務局を介して意見を	障害者・高齢者を中心とした昇降技術の利用が見込まれる方々及び全ての市民



# 名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募 NAGOYA CASTLE CHALLENGE 【公募概要】(案)

旧

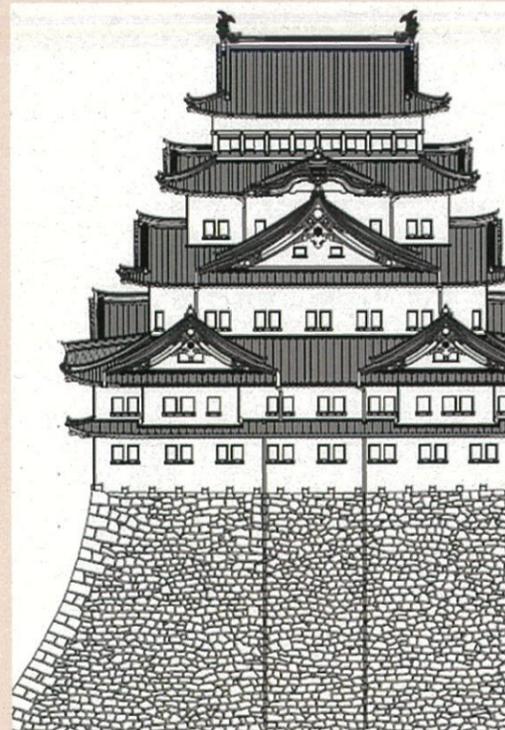
## 背景

- 名古屋城現天守閣は1959年の再建以降老朽化等課題が顕在化
- 「名古屋城天守閣復元事業」で真実性の高い復元により名古屋城の本質的価値の理解促進、観光面の魅力向上が可能
- 障害のある人もない人も共に文化財を快適に親しめるバリアフリー化が重要

## 目的

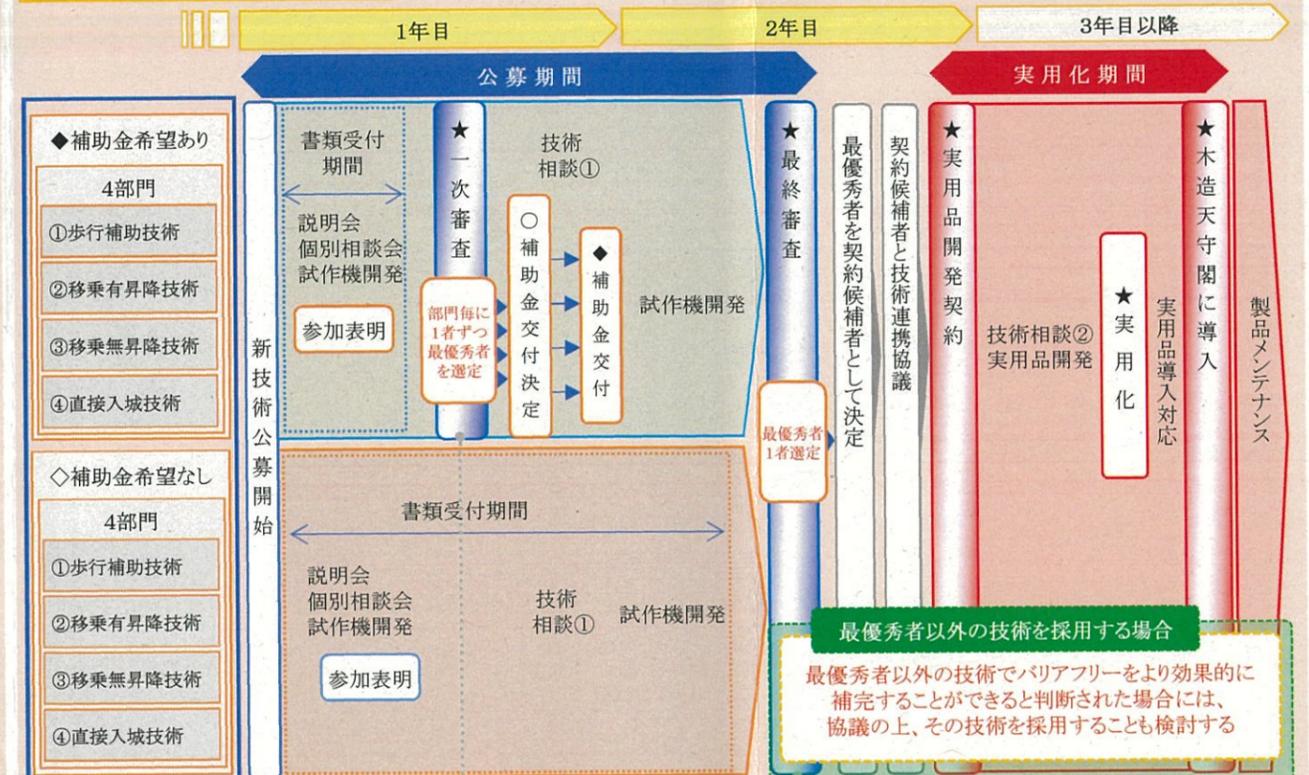
- 史実に忠実に復元する木造天守閣に誰もが昇降できるように、革新的な昇降技術を世界中から募り実用化する
- 史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立し、先進的バリアフリー技術を名古屋から発信・展開する

## 募集部門



	歩行にハンディがある方	車椅子の移乗ができる方	車椅子の移乗が困難な方
5階	<b>1</b> 歩行作業を補助する技術 例: パワーアシストスーツ	<b>2</b> 移乗を必要とする昇降技術 例: 椅子型階段昇降機、階段昇降機能付電動車椅子 ※レール利用は可	<b>3</b> 移乗を必要としない昇降技術 例: 台座型階段昇降機、段差解消機、垂直昇降装置
4階			
3階			
2階			
1階	<b>4</b> 地上から直接1階以上に入城可能な技術 例: タラップ車、高所作業車	<b>介護者向けの移乗等支援技術</b>	
地階			
地上			

## スケジュール



## 新技術の選定方法

補助金の交付方法(一次審査)		新技術の採用方法(最終審査)	
交付対象者	①～④各部門の評価1位の者	契約対象者	最優秀者 (1者のみ)
交付上限額	8,000万円 (2,000万円×4部門)	契約上限額	2億円
<ul style="list-style-type: none"> <li>各部門に分けて審査を行い、各部門の評価が1位になった者に対して、補助金交付の権利を与える (補助金の交付対象者とする)</li> <li>但し、部門1位になった場合でも交付に値しない提案と判断された場合は交付対象者とししない</li> <li>交付額は上限2,000万円にて、実費精算とする</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>最終審査は部門分けせず、全ての応募技術の中で評価1位となった者を最優秀者とする</li> <li>最優秀者を契約候補者として決定する</li> <li>契約金額は2億円を上限とし、提案時に参加者が提示した金額を基に、協議を行った上で実用品開発契約を締結する</li> <li>審査時に費用を抑制することを加点要件とする</li> </ul>	

- 公募では最低限1階への昇降ができることを必須条件とする
- それ以上の階層への昇降可能な提案技術については、加点要件とする

## 最優秀者以外の技術による補完

最優秀者提案技術以外の技術が『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』で求めるバリアフリーをより効果的に補完できると判断される場合には、その技術も採用する可能性がある

※ 最優秀者以外にも協議により採用される可能性がある旨を公募要項等にも明記する

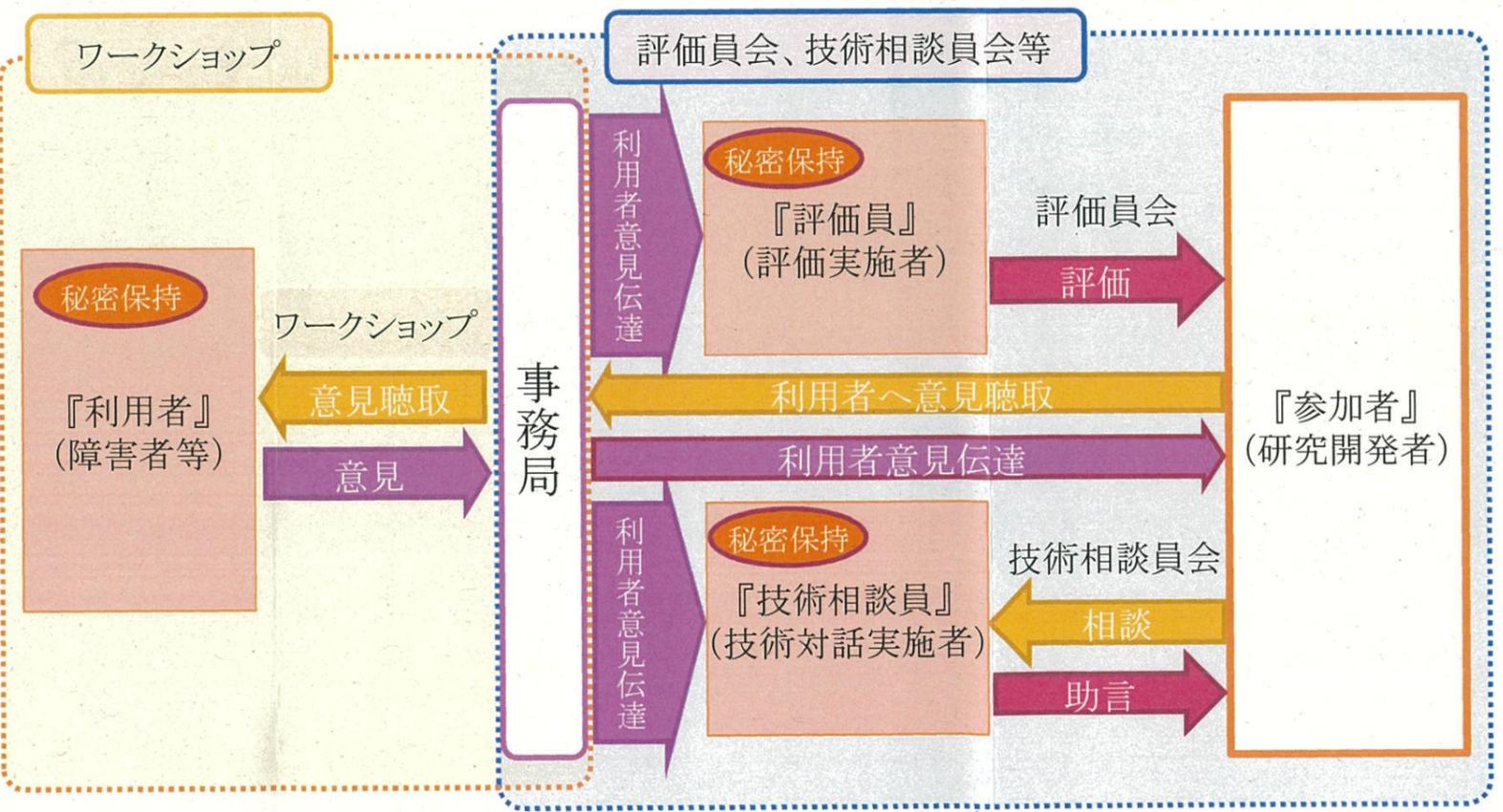
名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募 **NAGOYA CASTLE CHALLENGE** 【公募概要】(案)

◇ 要求水準及び評価について

要求水準の考え方		<ul style="list-style-type: none"> <li>一次審査や最終審査に際して、参加者に求められる項目を要求水準とする</li> <li>最低要求水準、加点対象要求水準に対して、それぞれ書類評価、実技評価を行い、それぞれの項目を総合的に評価する</li> </ul>	
		一次審査	最終審査
※審査の項目及び基準の抜粋 バリアフリー(有用性)	C 最低要求水準	1階までの昇降ができること	1階までの昇降ができること(同左)
	D 加点対象 要求水準	利用対象者の範囲が広い見込みがあること	利用対象者の範囲が広いこと
		誰もが簡単に使える見込みがあること	誰もが簡単に使えること
		健常者の移動と同じような時間で移動できる見込みがあること	健常者の移動と同じような時間で移動できること
		多人数による反復した利用が可能となる見込みがあること	多人数による反復した利用が可能であること
		健常者の移動経路を妨げず共存した経路である見込みがあること	健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること
		天守閣の最上階まで上げられる見込みがあること	天守閣の最上階まで上げられること
		怖い思いをしないで乗れる見込みがあること	怖い思いをしないで乗れること
		他の人の助けを借りることなく昇降ができる見込みがあること	他の人の助けを借りることなく昇降ができること

◇ 『評価員』『技術相談員』『利用者』の役割について

『評価員』 『参加者』から出された提案について、 評価をする	開発研究、制御工学、建築史、 バリアフリー、経営、インバウンド等 に見識がある方
『技術相談員』 『参加者』から出された提案について、 助言をする	機械安全、技術監理、技術利 活用、建築史等に見識がある 方
『利用者』 『参加者』から出された提案について、 (事務局を介して)意見を する	障害者団体を中心とした障害 者の方



○公募スキームの変更内容

区分	令和2年度当初	変更後 (案)
考え方	竣工時期の見通しを立てた上で令和2年度に公募開始	復元検討委員会に向けた全体計画にバリアフリーの方針を反映するため、準備が整い次第公募開始
公募スキーム	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> </div> <div style="flex: 0.2; text-align: center; font-size: small;">             公募期間 (約1年9か月)         </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> </div> <div style="flex: 0.2; text-align: center; font-size: small;">             公募期間 (約9か月)         </div> <div style="flex: 0.5; border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small; margin-left: 10px;">             バリアフリーの方針を全体計画に反映         </div> </div>

注 変更後 (案) は令和3年9月末現在

## ○公募概要

### ア 目的

公募によりできるだけ多くの方が使用できる昇降技術を募り実用化することで、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を実現

### イ 選定方法

#### (ア) 求める昇降技術

大天守の内部を垂直に昇降する技術、大天守の階段を直接昇降する技術、外部から直接大天守1階以上に入城できる技術等、幅広く技術を募集

#### (イ) 主な条件

- ・大天守の柱、梁を傷めないこと
- ・大天守1階まで昇ることを必須とし、可能な限り上層階まで昇ることができること

#### (ウ) 公募への高齢者、障害者等の参画

令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正において、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずることとされた趣旨を鑑み、提案された昇降技術に対し、高齢者、障害者等からの意見を踏まえ、昇降技術の選定を実施

#### (エ) 審査方法

- ・様々な分野の有識者である評価員が、提案された昇降技術に対して、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施
- ・評価員は、事前に定めた審査基準に沿って評価を行い、その評価に基づいて昇降技術を選定

### ウ 今後の進め方

公募により昇降技術を選定し、その選定内容を含めた木造天守全体のバリアフリーの方針を全体計画に反映

# バリアフリー技術 9カ月かけ公募へ

## 名古屋城天守 実施時期は未定

名古屋城天守の木造復元に取り組む市は六日、河村たかし市長が求める「史実に忠実」な復元を図りつつ、高齢者や身体障害者が上階へ移動しやすい新技術について、公募の詳細を公表した。実施時期は未定だが、約九カ月間かけて国内外から提案を募る。

本造復元事業では当初、小型エレベーター（EV）と階段昇降機で車いす利用者を五階まで運ぶ案などが示された。しかし忠実な復元を目指す河村市長が難色を示し、市は二〇一七年にEV以外の新技術導入を公表した。

名古屋城総合事務所によると、公募は有識者への説明や要綱の取りまとめなどを経て始める。開始時期は決まっていないが、公募す

る期間は九カ月間。障害者らによる提案技術についての意見聴取のほか、提案者による内容の説明を踏まえて一社を選ぶ。

公募では「史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を実現」することを目的とし、大天守の柱とほりを傷めないことを条件とした。実際の技術開発は事業者の決定後で、安全性を確保するため許認可の取得が必要になる可能性もある。

六日の市議会経済水道委員会で見通しを聞かれた事務所担当者は「国内外の十社以上に興味を持ってもらっている」と述べ、公募開始後一年で事業者との契約にこぎ着けたい考えを示した。

公募は二〇一九年度にも始める予定だったが、復元

に向けた文化庁などとの協議が停滞するなど、事業全体のスケジュールが見通せないため見送られている。（竹田佳彦）

### 見張らし改善へ

#### 重点剪定を検討

#### 市、本丸周辺などで

名古屋城周辺の木々に遮られて天守閣が見えにくいとして、市は景観の改善のため、本丸周辺などで重点的な剪定を検討している。

六日の市議会経済水道委員会で、松雄俊憲観光文化交流局長が、中里高之議員（自民）の質問に答えた。



と、城周辺の石垣上などでクロマツを中心に植栽が成長し、城の南側と東側を中心に天守閣が見えづらくなっている。一部は一八九一年の濃尾地震後に植えられ、築城時の景観とは異なるとの声が出ている。

中里議員は「植栽が天守

植栽に遮られて正門外からだと見えにくい名古屋城天守＝中区三の丸で

閣の見張らしを」と述べ、市内などで開か競技大会や、市指す先進七カ国（G7サミット）松雄局長は「景重要だが、（城写真が撮れる場と認め、隣接すを所管する市緑どと連携して対を示した。